

〈中京〉外為WEB利用規定

第1条 〈中京〉外為WEBサービス

1. サービスの内容

「〈中京〉外為WEB」(以下「本サービス」といいます)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)が使用するパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末機」といいます)よりインターネットを経由して当行に対して本サービスにかかる取引の依頼を行い、当行がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。契約者は本サービスにおける次の各種サービスを申し込むことができます。

- (1) 外国送金受付サービス
- (2) 輸入信用状受付サービス

2. 使用できる機器等

本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。

3. 取扱日および利用時間帯

本サービスの取扱日および利用時間帯は、当行所定の日および時間帯とします。

4. 取引日付

- (1) 契約者は翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は当行所定の期間内、当行所定の日付を指定することができます。
- (2) 契約者は指定日当日に本サービスの依頼を行うことができます。この場合、契約者は端末機から当行への送信が当行所定の時限を過ぎた場合には、取引が翌営業日扱いになること、および翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。

5. 管理責任者および登録利用者

- (1) 契約者は、本サービスの契約に際して契約者を代表する責任者(以下「マスターユーザ」といいます)を設定するものとします。
- (2) マスターユーザは、本サービスの利用に関する管理責任者権限の一定の範囲で代行する利用者(以下「管理者ユーザ」または「一般ユーザ」といいます)を登録することができるものとします。
- (3) マスターユーザは、管理者ユーザおよび一般ユーザに本規定を順守させ、その利用に関する責任を負担するものとします。

第2条 利用申込者

1. 利用資格

本サービスの利用を申し込むことができるのは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 法人または個人事業主の方。
- (2) インターネットを利用可能な環境にある方。
- (3) 本規定の適用に同意した方。
- (4) 当行本支店に円建て普通預金口座または円建て当座預金口座をお持ちの方。

2. 利用申し込みの不承諾

前項に該当する方からの利用申し込みであっても、虚

偽の事項を届け出たことが判明した場合または当行が利用を不適当と判断した場合には当行は利用申し込みを承諾しないことがあります。なお、当行が利用申し込みを承諾しない場合、利用申込者はこの不承諾につき異議を述べないものとします。また当行は承諾しない理由を通知いたしません。

3. 本サービスの申し込み

本サービスを利用するには、本規定を熟読のうえ内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申し込み手続きを行うものとします。

第3条 本人確認

1. 本人確認は「電子証明書」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」を使用する方法により行います。

2. 「ログインID」は、マスターユーザが本サービスの初回操作時に設定する8～12桁(英数字混在必須)のサービス利用者を特定するものとし、電子証明書のインストールの際に利用します。

3. 電子証明書は、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、サービス利用者の端末にインストールし、その電子証明書をもって契約者を特定するものとします。

(1) 電子証明書は、当行所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。サービス利用者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく、電子証明書を変更する場合があります。

(2) 本契約が解除された場合、電子証明書は無効になります。

(3) 電子証明書をインストールした端末を譲渡、破棄等する場合は、契約者が事前に当行所定の方法により電子証明書の失効を届け出るものとします。契約者がこの失効の届出を行わなかった場合、電子証明書の不正利用とその他事故が発生しても、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) 端末の譲渡、廃棄等により新しい端末を使用する場合は当行所定の方法により電子証明書の失効および電子証明書を再インストールするものとします。

4. マスターユーザが本サービスの初回操作時に必要となる「初回ログインパスワード」は、契約者が申込書に記載したパスワードとします。また、マスターユーザが本サービスの初回操作時に必要となる「初回確認用パスワード」は、当行が契約者からの利用申込に応じた場合、これを採番、設定したうえで契約者に交付します。

5. マスターユーザは本サービスの初回操作時に「初回ログインパスワード」および「初回確認用パスワード」の変更手続きを行うものとします。この変更手続きに

よりマスターユーザが当行に送信したものを「ログインパスワード」、「確認用パスワード」とします。

6. 「ログインパスワード」、「確認用パスワード」の入力相違が連続して当行所定回数を超えた場合、その時点で本サービスの利用を停止します。本サービスの利用を再開するためには、申込書により「パスワード変更（利用停止解除）」の手続きを行い、「初回ログインパスワード」および「初回確認用パスワード」の変更により、改めて「ログインパスワード」および「確認用パスワード」をご登録いただきます。また、「パスワード変更（利用停止解除）」の登録完了は通知いたしません。当行所定の期日より利用できます。
7. パスワードの利用期限は、セキュリティ確保のため当行所定の期間としますので、サービス利用者は一定期間毎にパスワードの変更を行ってください。また、有効期限に限らず、端末より任意にパスワードの変更を行うことができます。この場合、契約者は変更前と変更後のパスワードを当行に送信しますが、当行が受信した変更前のパスワードとあらかじめ当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には契約者本人からの届出とみなし、パスワードの変更を行います。
8. 本サービスでは、当行で受信した「ログインパスワード」、「確認用パスワード」(以下「パスワード等」といいます)と届出のパスワード等の一致により送信者を契約者とみなします。
9. 当行が、前項の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、パスワード等につき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
10. パスワード等は第三者に教えることなく、契約者ご自身の責任において厳重に管理してください。パスワード等は本サービスをご利用いただくためのものであり、当行職員であっても契約者にお尋ねすることはありません。
11. 事故発生時の対応および事故登録
 - (1) パスワード等は第三者に知られないよう厳重に管理し、他人に教えたり紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。万が一、機器の盗難、遺失などにより第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合、契約者は直ちにマスターユーザおよび管理者ユーザ、一般ユーザにパスワードの変更を行わせるものとします。
 - (2) 第三者により既にパスワードの変更が行われている恐れがある場合は、契約者は直ちに当行に事故登録の依頼を行うものとします。当行は事故登録の受付により、本サービスの利用を停止します。この場合、サービスの利用を再開するには、契約者が当行所定の方法により当行へ届け出るものとします。なお、当行への届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第4条 手数料等

1. 手数料引落指定口座

契約者は、あらかじめ当行所定の申込書により、本サービスにかかる手数料の引落口座（以下「手数料引落口座」といいます）を指定するものとします。

なお、手数料引落口座として指定できる口座科目は、当行所定の口座科目とします。

2. 基本手数料

本サービスの利用にあたり、当行所定の基本手数料（月額。消費税相当額を含みます。以下同じ）をいただきます。この場合、基本手数料は通帳または払戻請求書等の提出なしに申込書記載の手数料引落口座から毎月当行所定の日に前月分を自動的に引き落とします。

3. 領収証等

当行は本サービスの基本手数料および基本手数料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。

第5条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝達することで行うものとします。

2. 取引依頼の確定

契約者は、依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝達してください。当行がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了の確認は端末機から、当行所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。

3. 取引依頼の効力

契約者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。

第6条 電子メール

1. 契約者は、マスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザの電子メールアドレスを、当行所定の手続きにより登録するものとします。

2. 当行は、契約者が取引依頼を行った場合の受付結果や、その他の告知事項を電子メールで登録アドレス宛てに送信します。当行が電子メールを登録アドレス宛てに送信したうちは、通信障害その他の理由による未着、遅延が発生しても通常到達すべき時に到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行はその責任を負いません。

3. 登録メールアドレスを変更する場合には、当行所定の方法で変更登録を行うものとします。

4. 契約者は、当行から配信する情報の内容を無断転送、または流用することはできないものとします。

第7条 外国送金受付サービス

1. 外国送金受付サービスとは
契約者の端末機からの依頼に基づき、契約者が指定する外国送金支払口座から送金資金を引き落としのうえ、外国送金の依頼を行うサービスです。
2. 外国送金の種類
外国送金サービスで利用いただく送金種類は電信送金とし、振込方式に限ります。
3. 取引依頼の確定
外国送金は本規定第5条第2項による取引依頼により依頼内容が確定します。送金委託契約は当行が当行所定の時限に送金資金を引き落としした時点で成立するものとし、とします。
4. 外国送金代り金
 - (1) 契約者は、あらかじめ当行所定の申込書により外国送金の代り金を引き落とし口座を本サービスの送金代り金支払指定口座（以下「外国送金支払口座」といいます）として申し込むものとし、とします。外国送金支払口座として申し込むことができるのは、当行本支店における契約者名義の口座とします。なお、外国送金支払口座として登録できる口座科目は当行所定の口座科目とします。
 - (2) 外国送金支払口座からの資金引き落としは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱うものとし、とします。
5. 外国送金手数料
 - (1) 本サービスにより外国送金を取り組む場合は、基本手数料とは別に、当行所定の送金手数料をいただきます。
 - (2) 送金手数料は、送金依頼の都度または当行所定の日に当該送金の資金支払口座または手数料引落口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。
 - (3) 外国送金の組み戻しを行った場合、当行所定の組み戻し手数料をいただきます。
6. お取扱いができないケース
次の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取り扱いできない旨の連絡およびお取り扱いできない理由の通知が行われないことに同意するものとし、とします。
 - (1) 送信された外国送金のデータに瑕疵があるとき。
 - (2) 当行所定の時間に送金資金および送金手数料が引落口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、外国送金支払口座からの引き落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が外国送金支払口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、一度送金資金決済が不能

となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。

- (3) 外国送金支払口座が解約済のとき。
 - (4) 契約者から外国送金支払口座の支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (5) 差押等やむを得ない事情があり当行が支払を不適当と認めたとき。
 - (6) 外国送金受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (7) 届け出と異なるオペレーターパスワード等の送信を当行所定の回数連続して行ったとき。
 - (8) 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。
 - (9) 依頼人と送金人が同一でないとき。
7. 契約者は当行に外国送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとし、とします。
 8. 依頼内容の変更・組戻
依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取り消しは原則としてできないものとし、とします。ただし、取組指定日を翌日以降とする場合は、当行所定の方法により当行に変更または取り消しを依頼できるものとし、とします。当行がやむを得ないものと認めて組み戻しまたは変更を承諾する場合には、当行所定の組み戻し手数料等を受け入れたうえで、その手続きを行うものとし、とします。この場合、外国送金手数料相当額は返却しません。

第8条 輸入信用状受付サービス

1. 輸入信用状受付サービスとは
管理者またはオペレーターが端末機から行った信用状の開設（発行）および条件変更申し込みを受付けるサービスです。
2. 依頼内容の確定
輸入信用状開設または条件変更は本規定第5条第2項による取引依頼により依頼内容が確定します。信用状取引契約は当行所定のすべての手続きが完了した時点で成立するものとし、とします。
3. 輸入信用状受付サービスによる信用状開設依頼および信用状条件変更依頼が、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に従って取り扱われることに契約者は同意するものとし、とします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が当行あてに別途差し入れている「外国為替取引約定書」の各条項および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとし、とします。
4. 信用状開設手数料、信用状条件変更手数料
 - (1) 本サービスにより信用状開設（発行）、条件変更等を取り組む場合は、基本手数料とは別に当行所定の信用状開設手数料、信用状条件変更手数料（以下「信用状手数料」といいます）をいただきます。
 - (2) 信用状手数料は、信用状開設（発行）、条件変更の都

度または当行所定の日に手数料引落口座から通帳・
払戻請求書等の提出なしに引き落としします。

5. 依頼内容の訂正・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の条件変更または取り消しは原則としてできないものとします。ただし、取組指定日を翌日以降とする場合は、当行所定の方法により当行に訂正または取り消しを依頼できるものとします。当行がやむを得ないものと認めて取り消しまたは条件変更を承諾する場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料等を受け入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、信用状開設（発行）・条件変更にかかる手数料相当額は返却しません。

6. お取扱いができないケース

次の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる信用状のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いできないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取り扱いできない旨の連絡およびお取り扱いできない理由の通知が行われないことに同意するものとします。

- (1) 送信された輸入信用状開設依頼等のデータに瑕疵がある場合、関連法規・仕向国の国情等もしくは不可抗力により開設できない場合、または当行所定の手続きによる与信判断等により開設（発行）および条件変更を行わないと決定したとき。
- (2) 契約者から手数料引落口座の支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- (3) 信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- (4) 届け出と異なるパスワード等の送信を当行所定の回数連続して行ったとき。
- (5) 依頼人と輸入者が同一でないとき。

第9条 取引内容の確認

1. 当行は契約者より取引依頼を受付した場合等の当行所定の事由に該当する場合に、マスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザの登録メールアドレス宛てに受付等を示す電子メールを送信します。管理者等は電子メールの内容を確認のうえ、使用端末機により取引内容の確認を行うものとします。管理者等が取引内容の確認を怠ったために生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 本サービスによる取引後は、速やかに通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合して取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行あてにご連絡ください。
3. 当行は、本サービスによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。なお、本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の内容を正当なものとして取り扱います。

第10条 届出事項の変更等

1. 契約者は預金口座についての印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号およびその他届出事項に変更があった場合には、速やかに当行所定の書面により届け出することとします。ただし、パスワード等当行所定の事項の変更については、端末機からの依頼に基づきその届け出を受付けます。
2. 前項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、届出事項の変更等の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなして取り扱います。

第11条 報告書等の提出

外国為替関係法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、定められた日までに、取引依頼とは別に契約者が当行へ提出するものとする。

第12条 免責事項

1. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - (1) 災害、事変などの不可抗力が発生したとき、または裁判所等公的機関の措置等がなされたとき。
 - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき。
2. 契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワードや取引情報等が漏洩したことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 端末機等の本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます）および通信媒体が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器、通信媒体等およびプロバイダの設備が正常に稼動しないために取引が成立しないまたは成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
5. 当行が申込書等に使用された印章と届け出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱を行った場合に、これらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
6. 当行の設定した初回確認用パスワードの交付ができな

かったとしても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

7. 当行がこの規定により取り扱ったにもかかわらず、契約者がこの規定により取り扱わなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。
8. 当行は契約者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。契約者の誤入力によって生じた損害について当行は一切責任を負いません。
9. 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては契約者が一切の責任を負うものとし当行は責任を負いません。なお、当行が責任を負うべき範囲は、当行の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとし、当行はいかなる場合であっても間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

第13条 海外からの利用

本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、契約者は海外からの利用については各国の法律・制度・通信事情等により利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第14条 通知手段

契約者は、当行からの通知・確認・案内等の手段として当行ホームページへの掲示が利用されることに同意します。

第15条 サービスの休止

1. 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について前条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. ただし、前項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について前条の通知手段により後ほどお知らせします。
3. 契約者は、本サービスの休止により発生した損害を、当行が一切負わないことに同意するものとします。

第16条 サービスの廃止

1. 当行は、廃止内容を第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。なお、サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。
2. 契約者は、サービスの廃止により発生した損害を当行が一切負わないことに同意するものとします。

第17条 サービス内容の追加

1. 当行は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。
2. 契約者が、当行が追加した新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて当行が定める利用申し込み手続きを行うものとします。

第18条 業務委託の承諾

1. 当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示することとし、契約者はこれに同意することとします。
2. 当行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

第19条 規定の変更

当行は本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、第14条の通知手段によるなど、当行所定の方法で契約者に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

第20条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、預金口座振替規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取り扱います。

第21条 解約等

1. 契約者は契約者の都合で本契約をいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の書面により行うものとします。なお、解約の効力は当行が解約通知受付後に、解約手続きを完了した時点から発生するものとし、解約手続き完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は本契約を解約できるものとします。なお、当行が契約を解約する場合、契約者に対してその旨の通知を郵便等の手段により発送した時点で解約されたものとします。
 - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき。
 - (4) 本項第1号および第2号の他、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。

- (5) 契約者の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (6) 相続の開始があったとき。
 - (7) 契約者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。
 - (8) 1年以上に亘り本サービスの利用がないとき。
 - (9) 当行への本規定に基づく届出事項について虚偽の内容を通知したことが判明したとき。
 - (10) 契約者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - (11) 当行から発送した郵便物が不着等で返却されたとき。
3. 手数料引落口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。
4. 本契約が解約等により終了した場合は、その時まで処理が完了していない取引の依頼については全て無効とし、当行はその処理を行う義務を負いません。

第22条 譲渡・質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利を譲渡、質入れ、貸与することはできません。

第23条 契約期間

本契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特段の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第24条 準拠法と合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、当行の本店または契約者が取引している当行の支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

2016年6月6日